

令和5年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和5年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分等」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「専用住宅(木造)」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p>①多目的室の計画</p> <p>②眺望に配慮した計画</p> <p>(2) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等）</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 架構計画</p> <p>(5) 矩計に関する知識</p> <p>(6) 要求図書の表現</p> <p>(7) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合</p> <p>①木造2階建てでないもの</p> <p>②要求図書のうち図面が1面以上未完成</p> <p>③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合等）</p> <p>④延べ面積が、「140㎡以上、190㎡以下」に適合していないもの</p> <p>⑤要求室等のうち、次のいずれかの室等が欠落又は設置階が違っているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1階：玄関、居間・食事室・台所、多目的室</p> <p>2階：夫婦寝室、子ども室、和室</p> <p>屋外：屋外テラス</p> </div> <p>⑥著しく非常識な計画（階段の欠落等）</p>
採点結果の区分等	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」※を有するもの</p> <p>ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクⅠ：49.9%、ランクⅡ：5.7%、ランクⅢ：37.9%、ランクⅣ：6.5%</p> <p>○解答の傾向</p> <p>「未完成」、「設計条件の違反(多目的室と台所の配置、階段の計画、吹抜けの計画が不適当なもの)」、「要求図書の違反(矩計図の切断位置が不適当なもの)」、「その他(駐車スペースの位置が不適当なもの等)」に該当するものが多かった。</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。